



JAPAN P&I NEWS

外航組合員各位

シンガポール船主責任限度額の引き上げ

シンガポールは2019年1月に Merchant Shipping Act を改正し、本年12月29日より船主責任限度額が「1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改定する1996年の議定書（96LLMC）」に基づく金額に引き上げられますのでご案内します。

96LLMCの責任限度額については当組合コーポレートサイト (<https://www.piclub.or.jp/topics/convention#5>) をご参照ください。

以上